

今川氏の制札の研究

——南北朝期を中心に——

富澤一弘・佐藤雄太

Seisatsu of Imagawa Clan during Nanbokuchō-Era

Tomizawa Kazuhiro · Sato Yuta

序章

第1節 研究の動機

筆者らはこれまでに、関東甲信越地方の戦国大名の政策を制札に焦点をあてて研究してきた。制札とは、特定の場所で、主に禁止事項を周知させるためのものであり、掲示される場合は、主として木札で掲げられた。

制札は各大名の領国の支配政策を知る重要な指標であり、詳しくは次節で後述する。

本論文で検討する今川氏は足利氏の支族であり、南北朝時代には、範国が遠江・駿河両国の守護に任ぜられ、足利一門の東海道の有力大名としての基礎をかため、その子貞世（了俊）は侍所頭人・九州探題として活動した。その後、代々駿河国守護を世襲して、幕府と鎌倉府の対立のなかで対関東政策のかなめとしての役割を果たした。氏親の時、遠江国を斯波氏より奪い、守護から戦国大名への転換に成功し、子義元はさらに三河国を領国化して、最盛期を現出したが、永禄3年（1560）織田信長に敗れ討死した。氏真の代に至り家運は傾き、同12年、領国を武田・徳川・北条氏らに奪われ滅亡した（註1）。

筆者らは、これまで後北条氏・甲斐武田氏などの戦国大名とともに、今川氏が戦国大名化したとされる氏親の時代から、戦国大名としての実権の失われる氏真時代までの制札に関して、今川氏の制札数の変遷とその背景の数量的検討と、各当主の時代の制札の様式の検討を行った（註2）。

その論文では、制札の数量が急激に増える、もしくは極端に少ない場合、多くに歴史的な理由をみることができることを明らかとした。また制札の様式については、今川氏の場合、先代からの様式を重視する部分が多く、簡略化の方向には進んでいなかった傾向がみられた。この点は簡潔な文言、条書で書かれることが多くなっていく後北条氏・武田氏とは異なる。

しかし、今川氏の制札にみられる固有の課役である「四分一役」が徳川氏に継承されたものもあ

る。(註3) また、この地における徳川氏の初期の制札では、今川氏の様式に則ったものもみられるなど、今川氏の制札の様式は軽視されたものではない。

また、戦国時代の今川氏の制札の様式に関しては、大久保俊昭著『戦国期今川氏の領域と支配』に詳しく、条書で書かれることが主であることや、文書冒頭部には「禁制」を用いること、「如件」と直状型式であること、花押と朱印の変遷などが検討されている(註4)。

しかし、氏親時代以前の制札には、検討が及んでおらず、また南北朝時代の今川了俊の制札においては、例えば条書の制札が少ないというように、この様式には当てはまらないものも多い。そこで南北朝期今川了俊時代からの制札を収集、検討を行い、戦国時代に至るまでに様式がどのように変遷したかを検討して、また、その変遷の所以も明らかとしたい。

【註】

- (1) 国史大辞典編纂委員会『国史大辞典』第1巻(あーい)(吉川弘文館、昭和54年3月) 788頁
- (2) 富澤一弘・佐藤雄太「今川氏の制札の研究」(『高崎経済大学論集』第53巻 第4号 1-16頁、平成23年3月)
- (3) 小和田哲男編『今川氏の研究』(清文堂、平成12年11月) 202頁
- (4) 大久保俊昭著『戦国期今川氏の領域と支配』(岩田書院、平成20年6月) 253-269頁

第2節 制札の概要

制札とは、一般的に、ある特定の場所において、特定の行為を禁止することを、不特定多数に告知する文書である(註1)。禁制・定書・掟書、また近世では高札と呼ばれることもある。(本論文では、とくに断わりのない場合は制札とする。)

条目は木の板に書かれて発給される場合と紙に書かれて発給される場合があった。紙で発給された場合は受けた者が木に写して掲示した。

禁令の掲示は奈良時代末からみられ、平安末期には朝廷の成文法が「制符」として発布され、このなかで奢侈禁制、博打の禁止、治安維持などが定められている(註2)。

鎌倉時代には幕府により、関東下知状として出され、徳政や博打禁制、また寺社に対しては検断使が入ることを禁じるなどの札が多く立てられた(註3)。しかし、制札として形が整えられるのは、室町時代に徳政・撰銭・喧嘩口論などの札が立てられてからである。

制札の様式は、まず禁制・^(さだむ)定・制札等と書き、その下に禁制の及ぶ範囲(「^{ところづけ}所付」と呼ばれる)を示し、次に禁令の要旨を普通三ヶ条、そうでない場合も奇数の箇条書であげ、違反者に対する処罰文言で結ぶというものである。最後に発給者(奉書形式の場合は奉者)が署判をするが、宛所は禁制の性格から言っていないのが普通であり、所付で示された場所になんらかの関係を有する者が、事実上の受領者となった。

室町時代には、農村・市の発達により法令の対象が拡大され、領民に告知する法令が多く出されるようになるとともに、戦乱のなかで兵火の災害を避けるため、寺社などは軍隊の通過・戦闘に先立って、その将の保護を求めて制札を申請することが多かった。

制札は当初、寺社に対する信仰の観念より保護する目的で与えられたと考えられているが、時代が進むにつれ、制札の申請の際、筆耕銭・取次銭・判銭・札銭といった手数料、もしくは兵糧などを支払うようになった。この軍隊の暴力から保護するための禁制は「かばいの制札」と呼ばれた。

戦国時代の動乱の中で、その需要が急速に高まると、大名の軍事資金調達の一手段として利用されるようになった。このなかで大名が新たに進出した地域では、同日付の制札を大量発給するという手法もしばしばとられていた（註4）。

本論文で扱う時期は、制札が確立する前とされる南北朝期であるが、足利尊氏・直義兄弟、細川氏・今川氏などの有力家臣、北朝方として活動した赤松氏や九州の菊池氏らも多くの制札を発給している。南北朝の動乱において、初期は公家方や武家方の制札が入り乱れており、制札の様式は画一されていない。しかし、時期が進むと、各氏によって発給された制札は、それぞれ様式が異なるが、尊氏らは鎌倉幕府以来の様式を、南朝方の武将はそれぞれ独自の様式を用いるなどの傾向がみられる。

また、戦時において乱妨狼藉を禁止する制札も多く発給されており、戦国時代と大きな差がないものも多数存在する。この時期に大量の制札が発給されたことで、制札はある程度の確立をみせ、南北朝期の制札は、後の戦国時代の制札に繋がっていく。

【註】

- (1) 『日本史大事典』 2（平凡社、平成5年2月） 911-912頁
- (2) 大久保治男・茂野隆晴著『日本法制史』（高文堂出版、昭和63年5月） 129頁
- (3) 三浦周行編『法制史の研究』（岩波書店、大正8年2月） 91頁
- (4) 同（1）

第3節 収集した制札

今回史料の収集については、後醍醐天皇による建武新政期から南北朝時代までの史料を網羅する『南北朝遺文』の関東編（註1）及び九州編（註2）、南北朝期の静岡県と、その周辺の史料に詳しい『静岡県史』資料編6（註3）、そしてこれらを補うかたちで東京大学史料編纂所『大日本史料』を用いた。

そして、実際に掲示された制札とは異なるが、乱妨狼藉の禁止・竹木の切り取りの禁止など制札で定められることを含み、それをもとに制札が作られ、掲示された可能性が高い文書についても制札に準ずるものとして収集したところ、合計19点を集めることができた（制札一覧表、末尾）。

【註】

- (1) 佐藤和彦・伊東和彦・山田邦明・角田朋彦編『南北朝遺文』関東編（全6巻）（東京堂出版、平成19-刊行中）
- (2) 瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編（全6巻）（東京堂出版、昭和55—平成4年）
- (3) 『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月）

第1章 南北朝期の今川氏の制札の様式

第1節 南北朝期・室町期の今川氏の制札の文頭表記

制札は代替わりや政策の転換などにより、その様式を変える場合がある。戦国時代では、武田氏の場合、信玄から勝頼に代替わりした際に、文頭の文言から「高札」がなくなり、「禁制」へと統一されていくことがみられる。また後北条氏では、本国相模や有力一門の支配する地域では「禁制」を用いることが多い（註1）。文頭の文言は大名の政策の転換と強い関係を持つものといえる。

南北朝期から室町中期における、今川氏の制札の文頭の表記をみると、「禁制」が最も多くみられる【図1】。

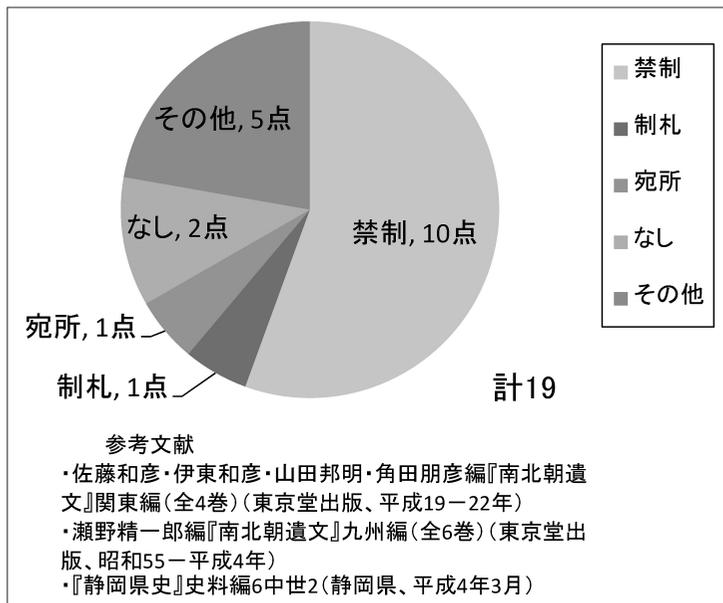


図1 南北朝・室町期の今川氏発給制札の文頭の表記

「禁制」が文頭の文言となる傾向は南北朝期全体にみられる。また形式は足利氏とほぼ同じであり、足利氏の様式に則っていると見える。

戦国期の場合、16世紀初め頃の氏親時代も「禁制」を文頭の文言とする制札が半数以上であった（註2）。文頭表現については、南北朝期より継続されて使用されたと考えられる。

【註】

- (1) 修士論文 佐藤雄太「戦国期における制札の研究—関東甲信越地方を中心として—」
(平成22年1月) 3頁・52頁
- (2) 富澤一弘・佐藤雄太「今川氏の制札の研究」(『高崎経済大学論集』第53巻 第4号
15-28頁、平成23年3月) 20頁

第2節 今川氏の制札の初見

今川氏の制札で明確に「制札」、または「禁制」と書かれているものは、貞和6年(1350)3月25日付、肥前国正法寺宛の今川直貞の制札がある【史料1-1】。

【史料1-1】

瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第3巻(東京堂出版、昭和58年10月) 90頁

〇二七二四 今川直貞禁制 〇肥前正法寺文書

禁制

右、於當寺、甲乙人等致濫妨狼藉者、可處罪科之状如件、

貞和六年三月廿五日

(今川)

源 直貞 (花押)

(肥前国佐嘉郡)
正法寺長老

今川直貞は、足利尊氏と対立した尊氏の子である足利直冬に従い、南朝方として活動した武将である。文書の様式をみると同時期に発給された直冬の禁制(註1)と同様である。しかし、直貞は今川を名乗ってはいるが、室町時代に成立した代表的な系図である『尊卑分脈』にみられず、嫡流からみて疎遠な人物である。

後に駿河・遠江両国の守護となる今川氏(図2)の制札としては正平7年(1352)1月16日付、今川範氏の禁制が初見である。

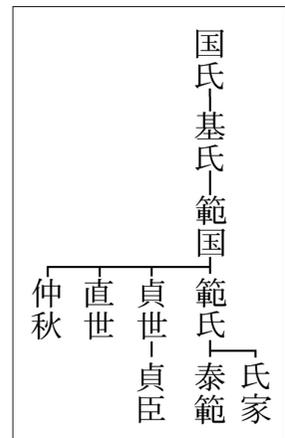


図2 今川氏略系図
『静岡県史』通史編2中世
より作成

【史料1-2】

『静岡県史』史料編6中世2(静岡県、平成4年3月) 228-229頁

四七八 今川範氏禁制 久能寺文書 〇清水市村松 鉄舟寺所蔵

(駿河国有度郡)
禁制 久能寺

軍勢甲乙人不可致乱入狼藉、若於違犯之輩者、可処罪科之状如件、

正平七年正月十六日

(今川範氏)
上総介 (花押)

この文書は、駿河国久能寺においての乱入狼藉を禁じた簡潔な制札であり、文頭には「禁制」と記されている。この様式の制札は後にも多くみられるもので、戦時における緊急の場合に、多数発給されたと考えられる。

【註】

(1) 瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第3巻（東京堂出版、昭和58年10月） 91頁

第2章 今川氏一族の制札

本章では、今川氏一族の制札がどのような経緯で出されたかについて、九州方面で活動した人物と東海地方で活動した人物を、それぞれ検討していく。

第1節 九州における今川氏の制札

1) 今川了俊（貞世）（禁制3通）

まずは、南北朝時代に九州探題として活動した今川了俊について検討していく。今川了俊は初名直氏、ついで貞世と名乗り、2代将軍足利義詮の死後、出家し了俊と号した（以下、了俊とする）。幕府の要職にあった父範国とともに活躍し、貞治5年（1366）に山城国守護、侍所長官を兼ね、同6年に父範国の後を継ぎ、引付頭人となる。応安4年（1371）九州探題、九州各国の守護を兼ね、南朝方を制圧して九州に幕府権力を確立したが、応永2年（1395）、在京の有力守護の中傷のため足利義満に解任された（註1）。

了俊の発給した制札は、以下の3通である。

- ・ 応安4年（1371）12月17日付、豊前国瑞雲寺宛禁制
- ・ 応安5年（1372）8月7日付、日向国大慈寺宛禁制
- ・ 康応元年（1389）3月付、筑前国箱崎社宛禁制

まず、応安4年の制札をみていく【史料2-1】。

【史料2-1】

瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第5巻（東京堂出版、昭和63年9月） 34頁

○四九二二 今川了俊禁制 ○豊前成恆文書

（端裏書）

「今川了俊御判」

禁制 （今川貞世・了俊）
（花押）

（豊前國下毛郡）
瑞雲寺

右、於當寺、軍勢并甲乙人等、不可致亂妨狼藉、若有違犯之輩者、可處罪科之状如件、

應安四年十二月十七日

この制札の発給された応安4年は、了俊が九州探題として下向した年であり、これと翌年に出された2通は九州探題として、九州に下向した際に発給された制札である。

同様の制札が弟の頼泰（後の仲秋）や子の貞臣によっても出されており、詳しいことは後述するが、文頭の「禁制」の下に花押を置く袖判の様式は、了俊だけである。袖判での制札の発給は、北朝方では將軍足利尊氏、先の九州探題である一色氏にしかみられず、武家政権下の権威の高さがうかがえる。

康応元年の禁制は「今川入道貞世」と他の文書ではみられない署名であることや文言など疑問点も多く、また花押の位置も名の下であり、先の2通とは性質が異なり、様式上疑文書である確率が高い。

【註】

(1) 国史大辞典編纂委員会『国史大辞典』第1巻（あーい）（吉川弘文館、昭和54年3月）
787頁

2) 今川仲秋（国泰、頼泰）（禁制2通）

今川仲秋は了俊の弟で、後に養子となった人物であり、初名を国泰、次いで頼泰、仲秋と名乗り、法名仲高と号した（註1）。

応安元年（1368）、了俊に代り、侍所長官となる。この職は1年ほどであったが、嘉慶2年（1388）に遠江国守護、後に尾張国守護も兼ねた。了俊に遠江半国守護職が与えられた時期は、西半分を担当した。仲秋の発給文書には、守護代として長瀬駿河守泰貞が頻出する。

仲秋の発給した制札は同時期に出された以下の2通である。

- ・ 応安4年（1371）11月28日付、肥前国正法寺宛禁制（註2）
- ・ 応安4年（1371）11月29日付、肥前国圓通寺宛禁制（註3）

2通とも同時期に肥前国内の寺に発給された制札であり、同じ内容である。ここでは、正法寺宛のものをみていく。

【史料2-2】

瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第5巻（東京堂出版、昭和63年9月） 33頁

○四九一八 今川頼泰禁制 ○肥前正法寺文書

禁制 (肥前國佐嘉郡)
正法寺

右、於當寺、軍勢甲乙人等、不可致亂妨狼藉、若有違犯輩、可處罪科之状如件、

應安四年十一月廿八日

(今川頼泰)
中務少輔（花押）

応安4年は2月、今川了俊が探題として九州に下向した年である。弟仲秋・氏兼、子の貞臣・貞継・満範らも従い、南朝勢力と戦っている(註4)。その際、上述の2通の禁制が発給されたと考えられる。この2通は軍勢・甲乙人の乱妨狼藉を禁じる簡潔なもので、戦時における制札、戦時禁制である。また、先述の今川了俊禁制と花押の位置以外は同様であり、了俊の禁制と同時に、九州各地で広く発給されたと推測できる。この仲秋による2通の禁制は、了俊自らの手が届かない部分を、一門や家臣が代行したものであるといえる。

【註】

- (1) 黒板勝美、国史大系編修会編『尊卑分脈』第3篇 265-266頁(吉川弘文館、平成13年3月)
- (2) 瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第5巻(東京堂出版、昭和63年9月) 33頁
- (3) 瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第5巻(東京堂出版、昭和63年9月) 33頁
- (4) 『静岡県史』通史編2中世(静岡県、平成9年3月) 331頁

3) 今川貞臣(禁制1通)

今川了俊の嫡男、初名を義範といった。応安4年(1371)父の了俊に従って九州に下り、了俊の九州経営を助けた。至徳3年(1386)、仲秋が肥前国守護をやめて遠江国に移った後、主として肥前国の経営に力を注いだ。応永2年(1395)了俊の東帰と同時にその後間もなく、東帰したと考えられる(註1)。

貞臣による制札は、明德3年(1392)5月日付、肥後国玉名郡石貫村宛の1通である。

【史料2-3】

瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第6巻(東京堂出版、平成2年10月) 123-124頁

○六二一七 今川貞臣禁制 ○肥後廣福寺文書

禁制

(肥後國玉名郡)

石貫村并寺領内竹木同笋等事、

右、軍勢并甲乙人等、號公方使令亂入、山林竹木笋以下、任雅意押而剪取之條、堅所令禁制也、於有違犯之輩者、可被處重科也、但至凡下之族者、直可擗進其身之状如件、

明德參年五月 日 (今川貞臣) 陸奥守(花押)

明德3年(1392)頃は、南北朝の合一がなされ、九州における南朝の勢力も衰えていた時期である。なお、この制札は文頭に「禁制」と宛所だけでなく「竹木同笋等」と書かれており、内容も戦時における簡潔なものと異なっている。実際に多くの材木や笋の収奪が行われ、それを防ぐために、制札を受ける側が積極的に働きかけをしたと想像できる。

【註】

- (1) 国史大辞典編纂委員会『国史大辞典』第1巻（あ-い）（吉川弘文館、昭和54年3月）
787頁

第6節 遠江・駿河両国以外の今川氏

- 1) 今川駿河守（頼貞か）（禁制1通）

・貞治5年（1366）4月日付、肥前国妻垣社宛禁制【史料2-4】

【史料2-4】

瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第4巻（東京堂出版、昭和60年12月） 310頁

○四六二九 今川駿河守某禁制 ○豊前矢野文書

（包紙ウハ書）

「貞治五年卯月 日 今河駿河守」

禁制札

禁制

（豊前國宇佐郡）
妻垣社

右、於當社内、軍勢以下甲乙人等不可致濫妨狼藉、若違犯之輩者、可被處罪科之状如件、

貞治五年卯月 日

（今川）（花押カ）
駿河守□ □

この文書にある駿河守は誰であるか不明であるが、『尊卑分脈』でみえる同時期の駿河守は頼貞だけである。頼貞は中先代の乱で戦死した頼国（基氏の子）の子であり、掃部とも称した人物である。遠江・駿河両国に関係しない今川氏で、おのおの短期間ながら丹後、但馬、因幡と山陰地方東部の守護を歴任した。頼貞の跡は範国の系統に継承されたと考えられる（註1）。

豊前国に制札を発給した経緯は不明であり、あるいは了俊系統の別の人物であるとも考えられる。他には、今川仲秋の項で先述した長瀬駿河守泰貞も考えられるが、この時期、この地方に長瀬泰貞の文書はみられない。

しかしながら、様式としては他の今川氏の制札と類似しており、やはり今川氏か、それに近い人物が発給したと考えられる。

【註】

- (1) 川添昭二編『新装版 今川了俊』（吉川弘文館、昭和63年7月） 331頁

第2節 駿河・遠江両国における制札

1) 今川範国（書下2通）

範氏・了俊の父。法名心省、通称五郎入道。初めて遠江・駿河守護となった。ほぼ一貫して尊氏方につき活躍した。貞治2年（1363）幕府の引付方の頭人^{とうにん}の1人となるが、同6年6月頃、京都での職を辞して遠江国に下向、以後幕府中央での活動の跡はみえない（註1）。

範国の発給した文書で注目したのが以下の2通である。

・建武4年（1337）8月14日付、遠江国中泉郷への書下

・応安3年（1370）4月20日付、伊達景宗宛書下

まず建武4年の書下をみていく【史料2-5】。

【史料2-5】

『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月） 85頁

一七二 遠江守護^{今川}書下 秋鹿文書 ○秋鹿成文氏所蔵

八幡新宮領遠江国中泉郷殺生禁断事、以前成敗之上、不可有相違、固可被禁制、若有違犯之輩者、可令罪科之状如件、

建武四年八月十四日 ^(今川範国) 沙弥心省（花押）

この文書は、書下とされているが、内容をみると中泉郷での殺生を禁じるといった制札によくみられる内容であり、様式も他の今川氏の制札と酷似している。この内容を周知するため、札として掲示されたことは十分考えられ、最も早い時期の今川氏の制札といえる。

次に応安3年の伊達景宗宛書下をみていく【史料2-6】。

【史料2-6】

『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月） 384頁

八一五 今川範国書下 駿河伊達文書 ○京都大学文学部所蔵

三保大明神々木、甲乙人等雅意にまかせてきりとると云々、事しちたらハ太不可然、向後かたく^(実)ちやうしせしむる所也、若ぬほんの輩あらハ、罪科においてハ給人にかけおほせらるへき也、各尋沙汰をいたし、交名をしるし申へき状如件、

応安三年四月廿日

^(心省、今川範国) 沙弥（花押）

伊達将監^(景宗)入道殿

この書下では、神木を切り取る者が現れた場合、犯人だけでなく、領主（給人）にも罪を科すので、調査を行った上、犯人らを知らせるよう伊達景宗に伝えており、これに応じて、現地で神木を

切り取ることを禁じる制札も立てられたと考えられる。

【註】

(1) 『静岡県史』 通史編 2 中世（静岡県、平成 9 年 3 月） 330 頁

第 3 節 今川範氏（禁制 2 通、書下 1 通）

範国の子で了俊の兄にあたる。了俊より早くに没するが、範氏の系統が駿河国守護となり、後の戦国大名今川氏となった。範氏の制札は以下の 2 通がある。

- ・ 正平 7 年（1352） 1 月 16 日付、久能寺宛禁制
 - ・ 観応 3 年（1352） 7 月 21 日付、東光寺宛禁制
- まず久能寺宛禁制をみていく【史料 2-7】。

【史料 2-7】

『静岡県史』 史料編 6 中世 2（静岡県、平成 4 年 3 月） 228-229 頁

四七八 今川範氏禁制 久能寺文書 ○清水市村松 鉄舟寺所蔵
禁制 久能寺

軍勢甲乙人不可致乱入狼藉、若於違犯之輩者、可処罪科之状如件、

正平七年正月十六日

（今川範氏）
上総介（花押）

範国・範氏らは前年まで直義方の石塔義房・頼房父子と争っており、これに勝利した後に当該地域の安定を図るために発給されたと考えられる。

東光寺宛禁制も久能寺宛のものと同形式で書かれている（註 1）。範氏は 8 月から 9 月にかけて、石塔義房の家人佐竹兵庫入道・藁科らの拠る大津城（島田市）を攻略している（註 2）。それに先立ち、近辺に位置した東光寺が、争いを逃れるために禁制を請けたと考えられる。

どちらも簡潔な乱入狼藉を禁じる禁制であり、直義方との争いに関連して発給されたものである。

【註】

(1) 『静岡県史』 資料編 6 中世 2（静岡県、平成 4 年 3 月） 239 頁

(2) 『静岡県史』 通史編 2 中世（静岡県、平成 9 年 3 月） 339 頁

第3章 南北朝期の制札の発給間隔

南北朝期において、今川氏の領国で長期に複数の同内容の制札が発給された対照として遠江国鴨江寺がある。鴨江寺は行基によって開かれたとされ、南北朝時代初期には南朝に味方し、暦応2年(1339)7月に尊氏方の斯波氏により、鴨江寺は攻め落とされたと伝えられている(註1)。鴨江寺は、単に寺院としての機能だけでなく、砦としての性格も有し、遠江国における南朝方の拠点でもあった。

鴨江寺へ最初に発給されたのが、貞治5年(1366)4月8日である【史料3-1】

【史料3-1】

『静岡県史』史料編6中世2(静岡県、平成4年3月) 353頁

七三九 吉良満貞書下 鴨江寺文書 ○浜松市鴨江

(吉良満貞)
(花押)

遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申条々

一停止検断使乱入、犯科人出来時者、為寺僧可召渡其身事

一可令免除寺用田雑役事

一可禁断寺領内殺生事

一不可補別当事

一立野立山之外、不可制止草木事

右、五ヶ条并報恩寺以下寺中坊敷等事、任先例可致沙汰之状如件、

貞治五年四月八日

至徳2年(1385)11月(註2)、応永22年(1415)8月(註3)にも、発給者は不明であるが、同様の文書が発給されている。

至徳元年9月には、先に禁制を発給した吉良満貞が没しており、代替わりの際に改めて発給したとも推測できる。

応永22年は鎌倉公方足利持氏と関東管領上杉禅秀の対立が深刻化した時期である。翌年実際に乱へ発展するが、この年5月上杉禅秀は職を辞し、関東や東北各地に呼びかけを行った。この不穏な情勢下であったため、先述の応永22年8月の文書が発給された可能性がある。

この3通の鴨江寺への制札は、約20年、30年の期間を置いて発給されている。この間に制札の効力は失われており、先述の理由などによって、新たな制札が必要となったと考えられる。この期間は、5年前後で新たな制札を得ることもある戦国時代に比べると、かなりの長期である。

【註】

- (1) 鴨江寺HP (<http://kamoeji.jp/> 平成24年1月20日閲覧)
- (2) 『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月） 526頁
- (3) 『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月） 730頁

終章

本論文では、南北朝期における今川氏の制札を文頭の文言、各人物の様式から検討した。

まず、文頭の文言については、「禁制」が最も多く、これは、後の戦国時代初期まで継承される様式となった。

また、戦時における制札は、戦国時代とほぼ同様なものも多くみられた。南北朝時代の動乱において、大量の制札が必要となったことで、制札は様式が統一化・簡潔化されていき、確立されていたと考えられる。特に、今川氏の制札の様式は、一門内で統一化されていた。

そして、同じく戦時の混乱が多かった戦国期において、戦時の安全を保障する制札は大いに活用されることとなった。南北朝期における制札の大量発給は、後の戦国時代における制札発給の基礎になったといえる。

今後の課題

今回の論文では、南北朝・室町時代初期の今川氏の制札について検討してきたが、戦国期にみられるような市に関する制札をみることはできなかった。その理由として、この時代は朝廷が2つに分裂し、各地で争いが絶えず、田畑が荒れ、また安全に商売を行うことができなかったことがあげられる。義満の時代以降、一時は安定期を迎え、各地に商業関連の制札がみられるが、今川氏の支配地域では、今川了俊が政争に巻き込まれたこと、上杉禅秀の乱の平定、遠江半国守護斯波氏との争いなど多くの問題が起こったためか、商業関連の制札を見つけることができなかった。

また、制札自体も1400年代に入ると極端に少なくなり、戦国時代となる氏親の代まで、ほとんどみられない。南北朝期から室町・戦国時代に至るまでの制札の変遷は、今川氏以外の制札もみていき、検討する必要がある。さらに、1400年代の今川氏の制札が極端に少ない理由も考えていきたい。

そして、制札の効果の及ぶ期間については、鴨江寺における数十年毎の制札の一例をみることであったが、今後他の地域との比較を行い、制札の効果の範囲をより詳しく検討していきたい。

（とみざわ かずひろ・本学経済学部教授／

さとう ゆうた・本学大学院経済・経営研究科博士後期課程）

参考文献

- 小和田哲男編『今川氏の研究』（清文堂、平成12年11月）
 小和田哲男編『武將たちと駿河・遠江』（清文堂、平成13年7月）
 川添昭二編『新装版今川了俊』（吉川弘文館、昭和63年7月）
 静岡県編『静岡県史』通史編2中世（静岡県、平成9年3月）
 静岡県編『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月）
 瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編3-6巻（東京堂出版、昭和58-平成4年）
 東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編1-12（東京大学出版会、昭和43-47年）
 鴨江寺HP (<http://kamoeji.jp/>)

今川氏制札一覧表（建武4年から応永22年まで）

No	北朝元号	南朝元号	西暦	日付	某箇文	禁所	禁制	文	文	花押などの様式	勢力	発給国	郡	所蔵	内容	発給の主体	出典	
19	応永二二			一四一五八月七日	某箇文	宛々	禁制	（一箇条）	押下	北朝	遠江国	敷智郡	輪江寺文書	ど五箇条	切取ることの禁止	不明	輪江寺	中世二七三〇頁
18	明德三	元中九		一三九二五月五日	今川貞直禁制	宛々	禁制	（一箇条）	押下	北朝	肥後国	五名郡	肥後廣福寺	寺領での殺生の禁止	不明	今川貞直	石貫村	中世二七三〇頁
17	至徳二	元中二		一三八五一月一六日	某箇文	宛々	禁制	（一箇条）	押下	北朝	遠江国	敷智郡	輪江寺文書	寺領での殺生の禁止	不明	不明	輪江寺	中世二七三〇頁
16	康暦二	天授六		一三八〇五月二四日	某制札写	制札	（一箇条）	文	文	北朝	日向国	諸縣郡	日向大慈寺	寺内の狼藉の禁止	不明	不明	大慈寺宛	中世二七三〇頁
15	康暦一	天授五		一三七九三月三日	今川了俊禁制	なし	（一箇条）	文	文	北朝	筑前国	筑前前田村	筑前前田村	寺内の狼藉の禁止	今川了俊	今川了俊	知輪院宛	中世二七三〇頁
14	応安五	文中一		一三七七八月七日	今川了俊禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	日向国	諸縣郡	日向大慈寺	寺内の狼藉の禁止	今川了俊	今川了俊	大慈寺宛	中世二七三〇頁
13	応安四	建徳二		一三七七二月一七日	今川了俊禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	豊前国	下毛郡	書	寺内の狼藉の禁止	今川了俊	今川了俊	瑞雲寺宛	中世二七三〇頁
12	応安四	建徳二		一三七七一月二十九日	今川頼泰禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	肥前国	小城郡	肥前通寺	寺内の狼藉の禁止	今川頼泰	今川頼泰	圓通寺宛	中世二七三〇頁
11	応安四	建徳二		一三七七一月二八日	今川頼泰禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	肥前国	佐嘉郡	肥前正法寺	寺内の狼藉の禁止	今川頼泰	今川頼泰	正法寺宛	中世二七三〇頁
10	応安三	建徳一		一三七〇四月二十日	今川頼泰禁制	文	（一箇条）	文	文	北朝	駿河国		駿河伊速文	寺領での殺生の禁止	今川頼泰	今川頼泰	伊速崇崇宛	中世二七三〇頁
9	貞治五	正平二二		一三六六四月四日	今川駿河守禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	豊前国	宇佐郡	書	寺領での殺生の禁止	今川頼泰	今川頼泰	妻垣寺宛	中世二七三〇頁
8	貞治五	正平二二		一三六六四月八日	吉田満貞書下	五箇条	（一箇条）	文	文	北朝	遠江国	敷智郡	輪江寺文書	寺領での殺生の禁止	不明	不明	輪江寺	中世二七三〇頁
7	貞治二	正平一八		一三六三六月八日	左衛門尉某禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	肥前国	松浦郡	肥前妙音寺	寺領での殺生の禁止	左衛門尉某	左衛門尉某	妙音寺宛	中世二七三〇頁
6	貞治一	正平一七		一三六二一月一日	今川範氏書下	宛所	（一箇条）	文	文	北朝	駿河国		大宮司高士	寺領での殺生の禁止	今川範氏	今川範氏	司	中世二七三〇頁
5	康安一	正平一六		一三六一八月八日	某禁制案	宛所	（一箇条）	文	文	北朝	日向国	諸縣郡	日向大慈寺	寺領での殺生の禁止	某	某	大慈寺宛	中世二七三〇頁
4	文和一	正平七		一三五二七月二日	今川範氏禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	駿河国	志太郡	東光寺文書	寺領での殺生の禁止	今川範氏	今川範氏	東光寺宛	中世二七三〇頁
3	観応三	正平七		一三五二一月一六日	今川範氏禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	駿河国	有度郡	缺舟寺文書	寺領での殺生の禁止	今川範氏	今川範氏	久能寺宛	中世二七三〇頁
2	観応一	正平五		一三五〇三月二五日	今川貞直禁制	禁制	（一箇条）	文	文	北朝	肥前国		肥前正法寺	寺領での殺生の禁止	今川貞直	今川貞直	肥前正法寺宛	中世二七三〇頁
1	建武四	延元二		一三三七八月四日	今川範国書下	宛所	（一箇条）	文	文	北朝	遠江国		秋鹿文書	寺領での殺生の禁止	今川範国	今川範国	中泉郷	中世二七三〇頁